

会 議 録

会議	平成 2 5 年度 第 1 回指定管理者選定委員会		
開催日	平成 2 5 年 7 月 2 3 日	開催場所	市役所西庁舎 3 階 学習室 1、2
時間	午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分		
出席者	【委員】 和泉委員長、木村委員、永草委員、湯原委員、吉田委員、利光委員、 百合草委員（7 名中 7 名出席） 【長久手市】 （事務局） 水野総務部長、川本総務部次長、福岡財政課長、出口財政課長補佐兼管財係長、 山田管財係主任 （福祉課） 中西福祉部次長（福祉、長寿担当）兼福祉課長、中野福祉課主幹、 加藤障がい福祉係長、宮下障がい福祉係主事 （子育て支援課） 福岡子育て支援課長、山端子育て支援課長補佐兼保育係長、水野子ども未来係長、 川本さつき指導保育士 【申請団体】 [障がい者通所施設（仮称）つばさ] 特定非営利活動法人百千鳥 [(仮称) 市が洞保育園・市が洞児童館] (株)ポピンズ他 1 者		
議題	1 開会 2 委員会の公開・非公開の決定について 3 議題 （1）障がい者通所施設（仮称）つばさの指定管理者の選定について （2）（仮称）市が洞地区児童館併設保育園の指定管理者の選定について （3）その他 4 閉会		
公開・非 公開の別	非公開	非公開理由	・長久手市情報公開条例第 6 条第 3 号アの規定に該当するため ・申請者に対する率直かつ厳しい意見交換を行うことを担保するため
傍聴者数	—		

配布資料	・委員会次第 ・指定管理者申請書 施設ごと 1 式 ・指定管理者募集用顔 施設ごと 1 式
概要	別紙のとおり

〔概要〕

1 開会

- (1) 事務局が委員の過半数の出席を確認し、会議の成立を確認。
- (2) 総務部長のあいさつの後、委員事務局双方の自己紹介を行った。

2 委員会の公開・非公開の決定について

- (1) 配布資料の確認をした。
- (2) 事務局から委員会の非公開の理由を説明し、非公開とすることを決定した。
また、議事録の一部公開の理由を説明し、一部公開とすることを決定した。
- (3) 事務局から会議を進行するうえでの決めごとや選定の流れについて説明した。

3 議題

- (1) 障がい者通所施設（仮称）つばさの指定管理者の選定について
委員長： それでは、始めさせていただきます。

（福祉課の職員入室。自己紹介。）

委員長： これより障がい者通所施設（仮称）つばさの指定管理者の選定について審議を行いたいと思いますので、概要について説明をお願いします。

福祉課： ただいまから施設の事業概要と指定管理を進めるに至った理由について説明申し上げます。この施設は障がい者の通所施設として開所するものです。目的としましては、障がい者総合支援法に基づき、知的・身体・精神の障害の方を対象にした通所支援を行うためで、障がいをお持ちの方が、地域社会でより自立した、豊かな生活を営むことができるよう、専門的な支援を行っていきたいと思っております。定員は全体で 20 人です。このうち、生活介護の対象として 14 人、就労移行の支援の対象として 6 人を想定しています。事業日は、火曜日から土曜日までの週 5 日で、開所時間は、午前 9 時から午後 4 時までです。場所については、長久手市前熊下田にあります長久手市福祉の家の中、現在は会議室として利用しているところとなります。大まかな面積は、150 m²ほどになります。ここで、生活介護、就労移行支援の 2 つの事業で行っていきたいと思っております。指定管理を行う理由ですが、民間事業者の活用を図り、障がい者向けのサービスの向上を効果的、効率的に進めるという施設運営をするために指定管理として指定をしていきたいと思っております。以上が、施設の概要と指定管理とする理由です。簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

委員長： ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問があればお願いいたします。

委員： 現在、心身障害者福祉作業所を社会福祉協議会が指定管理制度で管理しています。今回、福祉の家の中に、同じような施設を作って指定管理者制度を導入するというこの流れが良く理解できていないので説明してほしいです。

福祉課： 現在、つばさ作業所というのが市役所の西側にあります。これは、平成 23 年度から平成 27 年度まで 5 年間の指定管理をこの審査会で審議をいただいて議会の議決を経ているものです。その作業所は長久手市が設立した作業所なのですが、小規模作業所と言われるものです。この 5 年、6 年ほどの間に、近隣の市にあります同じような施設は、市の直営から、障がい者総合支援法に基づいた施設として運営がされておりますので、必要な負担金が国と県からきています。ですから、長久手市は、3 年前の指定の時には、そういう流れがあることは承知をしていましたが、そのときはそこまでの準備ができておりませんでしたので、向こう 5 年間の指定管理を一度お認めいただいたところでした。しかしながら、昨年度ぐらいから準備が整いましたので、今年の 3 月の定例の市議会で指定期間を 5 年から 3 年に短縮をして、今後、現在のつばさ作業所は条例上一旦廃止することと、来年の 4 月以降新しい施設として開所運営をしていくことを議会に上程してお認めいただくという経緯となっております。

委員： 定員が 20 名ということですが、20 名というのは何か根拠がある数字なのか、そのあたりを教えてください。

福祉課： ひとつは、障がい者総合支援法に、何名の規模でしたら、これぐらいの事業と給付金という国の基準が示されておまして、そういった国の基準があります。もうひとつは、需要、長久手市で今これを必要となさっている方の人数です。

委員： 募集要項を見ているのですが、業務に必要な経費は事業収入でもって充てて業務を行うとなっていますが、やっていけるのでしょうか。

福祉課： この施設を国の法律に基づく施設として運用しますと、国から運営費が支給されます。その費用で民間事業者は十分運営していくことができるだろうと。それ以外に、法律で定められた事業以外に自主的な事業を自分たちで運営し、実費を利用者から徴収することもできます。それらも含めまして、指定管理料を市が負担しなくてもやっていけるだろうと判断しております。

委員： 今回の指定管理の申請は、1 者だけだったということですか。

福祉課： 公募は結果として 1 者だけでした。

委員： 公募はどういうふうに行ったのですか。

福祉課： 市のホームページと広報紙です。あとは、法律に基づく会議として、障がい者自立支援協議会という会議を定期的に持っております。

して、それは長久手市の施設の方ですとか、障がい福祉に関与されているいろいろな団体の方が出席なさいます。その会議の場を通して、新しく指定管理者を公募していることをPRしてまいりました。

委員： 社会福祉協議会が、この事業を引き続きやるということはできないのですか。

福祉課： 社会福祉協議会は、今回は応募がありませんでした。この施設を運営するためには、国の基準で、どういう資格がある人を何人そこに配置しなさいと決まっております、現在の社会福祉協議会の職員の配置では、ここに必要な資格者を揃えることがおそらくできなかったのではないかと結果としては考えられます。今回は、それをそろえられる、あるいは来年の4月までにはそろえられる見込みがある事業者が手を挙げたと考えております。

委員： つばさ作業所は現在定員15人で13人、ひまわり園は3人。合わせて16人。定員20人で考えるとすると、4月から新しい人が入るならば別ですが、4人定員割れするわけですね。NPO法人は、社会福祉法人と違って経済基盤は不安であるし、経営的に良いのだろうかと非常に心配なのですが。

福祉課： 先々までの想定の話は少ししにくいですが、最初の1、2年の軌道に乗るまでは厳しいかとは思いますが、世の中一般に、こういった福祉事業者は、どこもある程度厳しい現状であります。それを補填する形で、国あるいは県が補助・助成という形で援助をしています。この事業者は、既に昨年度から長久手市の相談支援事業も行っていますし、グループ企業とか関連のところも含めまして、長年のノウハウと経営の実績がありますので、十分対応していただけるものと考えております。

委員長： よろしいでしょうか。NPOはNPOの利点があって、それを百千鳥は活用できるので、将来的には黒字になっていくというふうな解釈ができると思います。当面は苦しいかもしれないけども、人的な資源がたくさんあるのがNPOなので、そういったものも活用していけるとと思いますね。

委員： 百千鳥自体は、委託先でよくご存知ですね。仕事のレベルは、どうなのですか。

福祉課： 基本的には市が契約しております内容の水準は確保しておりますし、少なくとも昨年度はそれを確認して委託料を支払っておりますので、私としましては、仕事ぶりというか仕事の進め方については、少なくとも市が求める水準は確保していると思っております。

委員： 貸借対照表をみると、資産内容が良くないので心配ですが、どうでしょうか。

委員： 資産状況から行くと確かに厳しいところはあると思うのですが、こういう福祉の仕事ということになると、誰も頼れないお母さん達とかがグループで始めたりして、本当に厳しい中でやっているのですよね。資産状況も非常に大事ですが、今回、法に基づいたシステムの中に入るということで、そういったひとつの枠組みの中で頑張っていて、良い実践をしていただくということが本当に長久手市にとって大事だと思うので、育てていけたらと思います。

委員長： なるほど。非常に重要な意見ですね。個別の話については直接百千鳥にお聞きした方が良いと思います。全体について、体制についてはご理解いただけましたね。それをもとにして指定管理の計画を百千鳥に話していただきますので、もしほかに質問がなければ、百千鳥のヒアリングにすすめさせていただきます。それでは、事務局は、百千鳥を入室させてください。

事務局： はい。

(NPO 法人百千鳥の入室。自己紹介。)

委員長： それでは、指定管理者の選定につきまして、ヒアリングを行っていきます。申請者から指定管理者になることについての抱負やアピールを 10 分程度でお願いします。

(書類審査を基本としているため、管理運営していく上での理念・姿勢及びアピールしたい事項のみ発表)

委員： 作業の内容で、農業というのは、いろんな作業所で非常に人気が高くかつ開拓していきたい分野ではありますが、ただ、これは採算が取れず、というところがあって、気持ちがあっても撤退していくところが多い事業だと思います。長久手の土地を生かせばできるのかもしれないですが、その点について、どのようなことを考えていらっしゃいますか。

申請者： 農業には、土地が必要となってくるのですが、長久手の土地自体がそんなに大きい土地はないので、活用しにくいというところもあります。また、農業の規模を大きくしていくと土地の問題とか設備の問題とか、また、ソフト面の問題もいろいろ出てくると思うので、1 事業者で取り組むというのが非常に難しい。最近、障害者優先調達推進法という法律ができました。これで依頼を受けても、結局まかないきれなければ仕事にならない。なので、われわれ障がい者福祉スタッフの間では、共同的な就労の仕組みとして、1 か所でやるのではなくて、いくつかの事業所やボランティアと

タイアップして大量生産につなげることを考えています。そうはいっても、最初は農業のことを知らないものですから、ボランティアさんなどに教えていただきまして、農業を体験してもらって、その仕組みづくりを徐々に作っていききたいなと思っています。

委員： 非常にいい方向性だと思います。ただ、本当に難しいと思いますが、ぜひ頑張ってください。3点目は、今後事業を運営していくにあたっての収益をどう確保するのか、いろいろな作業所で、最初は良くて、何年か事業をやっていくと、どうしても給料のベースアップができなくて、なかなか良い人材の確保ができなくて困っていることが多いですが、そのあたりの給料について、どのように考えられていますか。

申請者： どうしても福祉の事業というのが頭打ちなものですから、どこかで事業を展開していかないといけないと考えています。

委員長： 申請書を見まして、ひとつ気になったのは、災害時の対応が書かれていないですね。災害が起こった場合にはきちっと逃げなければいけないですし、その対応は今どのように考えてらっしゃいますか。

申請者： マニュアルについてはまだ整備できていないです。福祉の家自体がマニュアルを持っているはずなので、それに合わせた対応をします。また、他の関係で、障がいと防災ということを考えていまして、障がいを持った方が自宅に帰れずに被災する確率が非常に高いということで、そのフォローについては研究しているところです。ありきたりのマニュアルというのは簡単ですけども、そうではなくて具体的に活用できるものをと考えています。

委員長： 一番重要なのは、平常時に訓練をしておくことですね。その際に重要なのは、単独の施設ではないわけですから、福祉の家全体とどう連携を図っていくのか、この連携を考えることが重要ですので、選定されたときはその点をお願いします。

申請者： はい。

委員： 利用者のサービスの部分で、申請書に利用者ニーズの把握と分析とか、利用者の満足度が向上したことを確認すると書いてあります。こういったことは、市の施設ではなかなかやっていないので、このあたりをぜひやっていただきたいなと思いますね。何か具体的にこういうのをやるというのは考えられているのですか。何か事例とかあるのですか。

申請者： 具体的には、名古屋市総合リハビリテーションセンターというところがありまして、そこで行われている事例を取り入れたいと思っています。

委員： 利用者の満足度というのは、利用者の利用のパターンも変わってきますし、意外と難しいものです。昭和区の施設の事例があって、

そのままスライドできるようなものなら、市と打ち合わせをしてやっていただきたいと思いますね。

申請者： はい。

委員： 市としては、そういった満足度調査はやっていないですよ。

福祉課： 市全体としては、定期的な意識調査を 5 年に 1 回しておりますが、個別の施設については、大掛かりな調査はあまりしていません。日常的には、例えば、つばさ作業所でしたら、保護者の方たちとの定期的な懇談をしたりとかはありますので、そういうところでご意見とかご不満を伺うことはあるにはあります。けれども、今言ったような形で、評価をしてもらって改善につなげてというような形はなかなかできておりません。

委員： しっかりその辺は評価して満足度をとってほしいですね。

委員： 利用体制として 24 時間 365 日体制と書いてありますが、現状ではこういった形でおやりになっているのですか。

申請者： 相談支援事業ということで、長久手市から委託を受けていますが、その中で 24 時間 365 日体制ということで、基本的には毎日必ず一人座っている者がいます。夜勤についてはオンコールということで、店頭にはいませんが、何かあったら連絡を受けて向かう者がいます。

委員： 開所の日というのが火曜日から土曜日の 5 日間ですね。一般的には、月曜日から金曜日の 5 日間だと思うが、何か特別な意味があるのですか。

福祉課： それは市が条件で決めたことでして、今回移設先が福祉の家ということで、福祉の家については、月曜日休みとなっています。福祉の家の中の福祉エリアにつきましては、高齢者向け施設も含めまして、すべて火曜日から土曜日としておりますので、まずはその枠の中で運営してもらおうということです。

委員長： ほかに質問ありますでしょうか。それでは質問が無いようですので、これでヒアリングを終わります。どうもありがとうございました。

(NPO 法人百千鳥の退室。)

委員長： 委員の皆様は、NPO 法人百千鳥の採点を行ってください。それから事務局については、採点が終わりましたら採点表を回収して集計を行ってください。その間、休憩とさせていただきます。採点が終わりましたら、休憩ということでよろしく願いいたします。

(採点。)

(集計表の回収。集計。)

(休憩。)

(採点結果の集計結果を事務局から委員に報告)

(質疑なし。)

(NPO法人百千鳥を障がい者通所施設(仮称)つばさの指定管理者候補者に決定。)

(2) (仮称)市が洞地区児童館併設保育園の指定管理者の選定について

委員長： それでは引き続き、(仮称)市が洞地区児童館併設保育園の指定管理者の選定について審議を始めます。

(子育て支援課の職員入室。自己紹介。)

委員長： それでは、(仮称)市が洞地区児童館併設保育園の指定管理者の選定についての審議に移させていただきますので、担当課より、施設の概要について説明をお願いします。

子育て支援課： 最初に、まず対象施設の概要を簡単にご説明いたします。名称は、仮称でございますが、市が洞保育園・市が洞児童館です。所在地は、長久手南部土地区画整理組合9ブロック1番。市が洞小学校の北側に位置しております。7月から建設を始め、平成26年3月20日に完了予定としております。建築構造は、地下が鉄筋コンクリート造一部鉄骨・鉄筋コンクリート造。1階・2階が鉄骨造とした、地下1階建て・地上2階建ての建物となります。施設内容としましては、保育園部分は、保育室、一時保育室、遊戯室、事務室、調理室などがございます。児童館部分は、遊戯室、集会室、図書室、乳幼児室、相談室、事務室等を配置しております。用地面積は、約2000㎡でございます。建物の延べ床面積は、保育園部分が931.96㎡、児童館部分が330.76㎡、共有部分が679.64㎡、合計1942.36㎡となっております。

保育園の定員は、133名でございます。続いて、指定管理者の指定についてご説明いたします。指定管理者が行う主な業務として、保育園部分につきましては、保育所の運営に関すること、軽微な修繕工事を含む保育所の施設、設備及び物品の維持管理に関すること、保育所の施設の環境整備に関すること、最後に、その他市長が必要と認める業務となっております。続いて、児童館部分でございますが、健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること、運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること、子育て家庭への支援に関すること、地域組織活動の育成及び支援に関すること、児童館の維持管理に関すること、そして、その他市長が必要と認める業務としております。

指定期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。業務に必要な経費としましては、市が指定管理者に支払う指定管理料及び自主事業収入をもって業務を行うものとし、各年度の指定管理料の上限額を 1 億 530 万円。最後に、募集要項中にある、指定管理者の申請資格は、2 者とも資格を満たしております。担当課からの説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。ただいまの説明も含めて、対象となる施設についてご質問等がありましたらお願いします。

委員： 基本的なことで申し訳ないのですが、長久手市は、外国籍のお子さんって、結構な人数がいるのでしょうか。あと、病児保育と、時間外・夜間の保育について、両者の違いをご説明いただきたいです。

子育て支援課： まず、外国人の保育園児につきましては、ほとんどおみえにならないです。次に、時間外保育の方からですが、近年、保護者の勤務時間の多様化、社会の生活の多様化で、徐々に保育時間が長くなるという状況であります。通常の保育時間ですと、朝 8 時から夕方 4 時までですが、4 時にお迎えに来られる方よりも、パートや正規職員の仕事が終わった 6 時半、最長で 7 時にお迎えに来られる方のほうが割合としてかなり高いです。大体 7、8 割の方が長時間保育を利用しているという現状です。時間外、夜間の保育といった勤務の上で、両者の違いはありません。

委員： では、申請者 A の資料の中のパンフレットに夜間 11 時までと書いてありましたが、今おっしゃっていただいたように、4 時と 6 時半と 7 時というこの 3 つが、両者の延長保育の時間帯だということですね。

子育て支援課： そうですね。ただ、時間外の保育につきましては、この委員会後、議決により指定管理者が決まった際に、業者と市との協定によって決めさせていただくことになります。極端な時間外延長というのは、お子様にとって良くない部分があると考えられますので、その点につきましては慎重に考えていきたいと思っております。あと、病児保育について、まだ、長久手市内の中では、1 園も行っていないです。

委員： 今までは保育園は市直営でやってみえましたが、指定管理者制度をとられた理由はなにかありますか。また、現在 1 件だけ完全に民設民営のところもありますね。差があるのかないのか。

子育て支援課： 最初に、指定管理者の導入の理由から申し上げます。まず、大きなものから、待機児童の存在があります。長久手市の待機児童の状況は、平成 22 年から微増という形で増えております。平成 22 年に 11 人だった待機児童が、23 年から 36 人になり、24 年の 4 月は 43 人ということになりました。この 22 年から増え始めた

きに、一つの方針として、市が洞地区に新たな保育園を作ろうということで 23 年頃から具体化した計画が背景にあります。その時は、まだ長久手町だったということで、民間から長久手町のほうに、民間で保育園をやってよろしいかという問い合わせは 1 件もありませんでした。そういう背景もあって、当時は公設民営で、建物は公設だけれども、運営は指定管理者が行うべきとした一つの方針を打ち出しました。そのあとに、24 年の 6、7 月頃になりまして、市制になったということもあって、ぜひ長久手市内で民設民営の保育園を行いたいと民間事業者から認可保育園の申し出がありました。それ以降、新たに他に 2 件、急に申し出がありまして、今のところ民設民営の保育園は 3 件、平成 26 年の 4 月から開園予定の児童館併設保育園は、公設民営の指定管理者で運営していくという経緯があります。そういった時間差がございまして、当初私どもの政策として進めていたのが公設民営、市制の後に、民設民営と指定管理者という運営方法が 2 通りに分かれたというのがあります。ただし、いずれも国の基準を満たした保育園、認可保育園として進めています。

委員：市が直営でやっている 120 人の保育園がありますよね。その運営は、市の事業費として年間でいくらかかっているのですか。

子育て支援課：はい、参考になる規模に近い保育園として長湫南保育園があります。公費で行った結果、1 億 200 万円くらいの経費でやっています。

委員：それで当然保育料はとっているわけですね。それを予算的にスライドしたということですか。

子育て支援課：そこを基準にして算出しています。

委員：だいたい市がやってもこのくらいがかかるから、それで指定管理をやってもらって、プラスアルファのサービスをつけようということですね。

子育て支援課：はい。

委員：市の運営料は年間で安くならないのですか。

子育て支援課：劇的に安くというのはやはり難しいです。

委員：だいたい市の今の直営と同等の事業費を指定管理料としておいてあるということですね。

子育て支援課：ただし、今回は児童館部分の人件費というのも併設ということでその分は上乗せになります。

委員：プラス児童館も含めて、保育園と同じ金額で指定管理料を払うということですか。

子育て支援課：児童館の方は、基本的には運営は、人件費になります。人件費として職員が常時 2 名置けるというふうになっておりますので、その 2 名の人件費が中心になるのですが、児童館の指定管理料の上

限額の算定にあたっては、基本的に保育園の保育単価というように国で定められた金額がありませんので、現状の運営費ですとか、近隣市町の児童館の指定管理料を参考にさせていただいて、児童館部分としての上限額をみております。

委員：それで1億530万円の指定管理料ということですか。

子育て支援課：そうです。

委員：そうすると、いずれにしても、この指定管理料1億530万というのは、指定管理者に支払われるのですか。

子育て支援課：はい。ただ、最終的には、お決めいただきました業者と、協定を結ぶ際に決定します。

委員：あと、さきほどおっしゃった中で、民設民営の認可保育園の申請というのは、具体的に何件か申請があったのですよね。それは何件で、何名規模のものですか。

子育て支援課：今協議しているのが、まず、60名規模の保育園で認可を申請中。もう1件が100名規模で申請中。さらにもう1件が、もうすでに今年の6月から開園している保育園で、今のところの定員が66名で、これも認可保育園です。

委員：待機児童が24年で43名。そうすると、それだけ開園した場合、今回選定対象となっている保育園は必要なくなるのでは。

子育て支援課：実は待機児童というのは、固まった数字ではなくて、ご出産とか、転入とか、お母さんが働かなくてよかった世帯が景気の悪化で、お母さんも働かなければならなくなったとか、そういった構造的な経済状況の問題もありますので、人数だけでは、なかなか測れない部分があります。待機児童の将来予測というのは非常に難しい問題で、今43人で、当然その人数を解消する目途は立っているのですが、待機児童の発生は懸念されます。

委員：その辺りの計画は市としてどうなっているのですか。

子育て支援課：今の段階では、3園を開園することによって、待機児童は解消できるとは考えています。

委員：今後はどうなるのですか。

子育て支援課：先ほど申し上げたとおり、そのところは、今後の経済状況ですとか、義務教育ではないので、すべてのお子さんが保育園に入るというわけでもないですから、はっきりと分かりません。

委員：そのあたりの計画をちゃんと見せていただかないと。単純に今話を伺って、130人の収容人数の保育園を作って指定管理し、1億530万かけます、と言われると、どうなっているのですかと。

子育て支援課：説明が足りなくて申し訳ございません。当然、保育園を開設するにあたって、待機児童の問題も重要ですが、もう一方で、市が洞地区というのは、近年、南部区画整理組合によって開発された地区でございます。長久手市内には、現在、6つの保育園があります

が、小学校区という、ひとつの地域の中での必要として各小学校区に1つずつあります。初めに待機児童のことを申し上げたので、ちょっと話がおかしくなってしまったのですが、まずは、市が洞地区の中で保育園が必要だという、そういった使命がございますので、ここには保育園が必要だという理由でございます。

委員： 新しく開園される認可保育園は、市が洞地区ではないのですか。
子育て支援課： 民間は違います。

委員： 事業計画はどのようなかなと不安を覚えるのですが。
子育て支援課： そうですね。実は私どもも、保育園を建設するにあたっては、5年先の保育計画、10年先の保育計画というのを立てるのですが、それがそのまま行くということはほぼないです。保育行政、保育業界は日々変わっておりますので、我々は常に短期の計画見直しを迫られております。先回23年度の保育計画を立てた時には、民設保育園の導入は考えておりませんでした。しかしながら、24年1月の市制移行により、民設保育園が入ってきたことによって、保育の需要と供給を見直さなければいけなくなった。今はそういう時代で、今年度また新たな保育計画を作ることになっております。短期で、経済状況も見据えつつ計画を見直していかないとはいけないのです。

委員： 今年度それをまた見直しされているのですね。いずれしても、市民としては、たくさんできた方が便利ですし、利用しやすいわけですね。ただ、見方を変えると市の財政としてどうなのかという問題がある。それがうまく行くようであれば、どんどん作っていただいたらありがたいので。しっかり見直しをしていただければ良いですね。

委員長： 長久手市は、保育園の話に関していえば、ある意味特殊ですね。人口が増えていますから。ほかのところは、逆に人口が減ってきて統廃合をどうするか、という話になっています。そういう意味では、こういった将来の話は重要ですね。それでは、他にご質問なければ、ヒアリングの方に移らせていただきます。それでは、第1番目の申請者Aを入室させてください。

事務局： はい。

(申請者Aの入室。自己紹介。)

委員長： それでは指定管理者の選定につきまして、ヒアリングを行っていきます。
申請者から指定管理者になることについての抱負やアピールを10分程度でお願いします。

(書類審査を基本としているため、管理運営していく上での理念・姿勢及びアピールしたい事項のみ発表)

委員長： それでは、ご質問がありましたら、よろしくお願いします。

委員： 全国規模で事業を展開されているそうですが、地区によって特に力を入れているところがありますか。また、尾張地区は、他の地区に比べてどういう特徴がありますか。

申請者： 地域として力を入れているのは関東です。それは、株式会社の運営にあたって、東京が中心であるという実態がいまだあるからです。それぞれの地域柄というのはあるのですが、子どもに対して保育園でやるべきことというのは、基本的に一緒でございます。ただ、今回の地域は、新興住宅地ですので、いろいろな方々が、いろいろなところから集まっておられます。そういったところのお子さんと保護者に対するケアの仕方というのは、旧住宅地とは違ったものになると思います。

委員： 保育士さんの採用について、人事異動を含めてどのような考えを持っていますか。

申請者： まず、基本は、愛知県での採用となります。新園の場合は、新たに採用した人ばかりでやると、まず失敗します。3分の1程度は、既存の施設からの移動で、当社の考え方を運営の仕方も含めてしっかりと分かった人間を異動させて、その人たちを核として、新たに採用した人たちを就けながら運営していくというのが基本になります。それで、一旦入れましたら、3年ぐらいは、移動はないようにしていくのが必要だと思います。

委員： PRとして、うちだったら、こういうことが、これまでの市直営と違いますよと打ち出せるものがあれば教えてください。申請資料には、実績があることはしっかり打ち出してらっしゃいますが、具体的に今回の長久手市の市が洞で指定管理をやるにあたってのPRのポイントがあれば教えてください。

申請者： ひとつは、新しい住民の方々が多く、住民同士もお互いを知らない、地域社会そのものが、まだできあがっていないところだと思いますので、児童館を、そういった方々の接着剂的な役割を持たせようと思っております。新しい住民の方々に、こういったアピールをしていけば呼び込んでいけるのか、というノウハウは蓄積しているつもりです。例えば、新しい地域だとなかなか難しい部分がありますが、地域の民生委員の方々が、子育て家庭に訪問されていたりしますので、その方々と協力しながら、なかなか表に出られないお母さんにきてもらうとか、いろいろな工夫の仕方がございます。

委員： あと、資料には、サービスの向上について、いろいろなアンケー

トの実施を書かれています。利用者に対するアンケートでもって対応していくということですか。上手く処理して利用者のサービス向上を狙うと。

申請者： いろいろな場面でアンケート調査をしています。また、すべての施設で、毎年第 3 者評価というのをやっております。そういったところからも意見を吸い上げますし、常時ご意見箱も設けております。これらとは別に、本部で苦情とか意見とかある方は、メールで担当者が対応するという体制をとっていますので、いろいろなチャンネルの中で拾い集めた情報とか意見を統合しながら。だからといって全部やるということではなくて、子どもたちにとって本当に必要なことであればやりますし、そうでないことであれば、ちゃんと保護者と、こういう理由でできませんよとコミュニケーションをとりながら満足度を測っていきます。

委員： 収支計画書を見せていただいているのですが、次年度以降非常に厳しい収支ですね。なかなか身動きできないのではないかなと思います。それと、もうひとつお尋ねしたいのが、管理運営費の人件費はどういう基準で算出されたのか教えていただきたいです。

申請者： ご指摘のとおり、今回の施設は非常に大きな施設ですので、人件費だけではなくて、それ以外に係る、例えば木がたくさんありますので、その維持管理費というのは相当なものです。それから、全館で、建築述べ面積が 1900 m²以上ありますので、電気代とか水道代とか、それだけでも相当かかります。ですから、この金額でやろうとすると、赤字になります。例えば、人件費についても、実際はもうちょっと高いです。私どもは、すでに 127 箇所も運営していますから、見れば分かるのです。その覚悟の上でしています。

委員： 保育士の採用で力を入れていること、研修で重点を置いていることを教えてください。

申請者： 採用で力を入れているのは、まず、採用するということよりも辞められないような、辞めたくないような体制作りということを重視しています。そういう意味で、何かアピールするというよりも、今いる人を大切にすることが重要だと思っています。それから、研修に関しては、階級別研修というのがありまして、だいたい 5 年目までの職員は、完全に強制的に年間 10 コマ、毎月 1 回ずつ研修があります。また、新卒で入ってきた場合、社会人マナーからの研修があり、それとは別に 150 コマ程度の自由選択の研修もございます。

委員： 申請資料の貸借対照表を見ましたが、長期借入金の負債の比率が高い。この辺りの中長期的な考え方をお聞きしたいです。

申請者： 長期貸付金ですが、例えば土地を持った大屋さんに建物を建てて

もらって、それを賃借するという形が結構関東では多いのですが、その場合に、大屋さんは現金をお持ちでない場合が多いので、大屋さんに建築資金として貸し付けをして、その貸付した分を均等に家賃から相殺させてもらっている、建築貸付金という名目です。借入金、全額親会社のB社です。親会社は、キャッシュフローは潤沢にございます。

委員： もうひとつの申請者は、保育所のオプションとして、英語とか太鼓とかが入っているのですが、御社は、そういうことは考えてお見えにならないのですか。

申請者： うちの方では、リトミックと体操をさしてもらっています。英語の部分は、今回オプションで入れていないのですが、それは先ほど申し上げたとおりこれ以上は運営費が。他のところではやっています。外国人講師が来て、楽しく参加してもらっています。

委員： 年間管理料は、1 億 530 万では足りないから、どのぐらいなら良いとお考えなのですか。

申請者： 東京と比べたらいけないですけども、東京では 150 人で、児童館も全部入って 3 億 5000 万円という事例もあります。ですから、商売のためなら絶対来ないです。それは本当にそう思っております。私は、自宅はすぐ近所ですし、この地域に思い入れが強いので、ここを外すということは私としては考えていないです。

委員： 法人自体が大きいから、他の利益が出たところから食べばいいというのは当然出てくるのでしょうか。

申請者： 重要なのは、受けた以上は続けられるかどうかですし、質を下げることは絶対やりません。それをやると、他者から、あそこの事業者はそんな保育をやっているのだと言われることがマイナスになりますので、書いたことや言ったことは必ずやり続けます。

委員： 年間のクレーム件数はどれくらいあって、一番多いのはどういう内容のクレームでしょうか。

申請者： クレームというと、細かいものからたくさんあります。200 施設ありますので。それから、こういう牧歌的な地域というのは、クレームは割とないです。ですが、港区とか千代田区というと、もうその一つの施設だけで週 1 以上に入れ代わり立ち代わりあります。ないところは 1 年間全くないというところもあります。半数ぐらいはまったくないです。クレームの内容としては、ありとあらゆるものですね。クレームで、大きな問題になることは、なかなかないです。コミュニケーションをしっかりとやれば、後は解決するというのがほとんどです。でも中には、それを生きがいに行っている方も世の中にはいらっしゃいます。

委員長： モンスターペアレント対策というのも行われているわけですね。

申請者： モンスターペアレントは、うちは、本当少ないですね。モンスタ

一ペアレントになって、私が会うところまで行くのはこの 2 年間
ないです。

委員長： 他にご質問なければ、ヒアリングの方に移らせていただきます。
では、申請者はご退出ください。ありがとうございました。

(申請者 A の退室。)

委員長： それでは、2 番目の申請者を入れてください。

事務局： はい。

(ポピンズの入室。自己紹介。)

委員長： それでは、ヒアリングを行います。申請者は指定管理者になるこ
とについての抱負やアピールを 10 分程度でお願いします。

(書類審査を基本としているため、管理運営していく上での理
念・姿勢及びアピールしたい事項のみ発表)

委員長： ありがとうございます。それでは今の説明でご質問等ありました
らお願いいたします。

委員： 認可保育園のご経験もあるということですが、正直な話、指定管
理の保育、見積みなどで無理を感じられたり、手法的にこれでは
できないとか思われたりとかはありませんでしょうか。

申請者： すごく余裕がある運営ができるな、というふうに思っているかと
いうと、正直そうではないのかなと感じている部分が、今回の件
ではたくさんあります。ですけれども、前向きにチャレンジさせて
いただきたいということで、いろいろと社内で知恵を絞って、保
育園と児童館の複合施設なので、ここの部分はカットできるの
ではないか、ですとかいろいろなことを考えて、なんとか。結局、
計画上は 5 年やって利益はトータルでは出ないという試算をさせ
ていただいているのですが、なんとかそこまでもってきて、ぜひ
指定管理させていただきたいということで手を上げさせていただきました。

委員： 今の質問と関連するのですけれども、指定管理料収入というのが
市の募集要項では 1 億 530 万円となっていて、市が指定した指定
管理料より低い金額ですが、根拠があれば教えてください。

申請者： 税込みの金額を税抜きで計算しています。1.05 をかけると 1 億 530
万円になるはずです。

委員： たくさんの施設を運営されていますが、定員 100 人を超える施設
は 2 箇所しかなく、小規模のところが多い。今度は定員 133 人と

いう大きな施設で児童館も併設。経費を含めて運営に自信はありますか。

申請者：そうですね。もちろん、見ていただいた通りの実績ですので、200人の保育所を10も20もやっているという実績はないです。ただ、人数が多いが故の大変さというのはあるかと思うのですが、多くても少なくとも基本でやることとしては同じと思っております。経験という部分では確かに足りてないところはあるかもしれませんが、もし受託をさせていただけるということになりましたら、そうした大規模施設の方で事前にスタッフを研修させるとか、そこでの課題をきちんと教育して拾っておくとかで対応できればと思っております。東京を中心にして展開していますので、100人規模は確かに少ないです。ただ、千葉県の浦安で150人規模が1件。これはちょっと市との関係があるのですけれども、エコにかなり力を入れておりまして、そういったところでコストを抑えています。それから児童館とかになりますと、キーになるのは地域のボランティアの方々あるいはNPOの方々、こういった方々とどうやってご協力いただきながらやっていくのかというのが一つのキーになってくるのかな、と思っております。保育は決められた児童指針がありますので、これに基づいた、これを悪い意味で超えることは当然ないのですが、そこは一緒にどうやって交流をやっていくか、どうやってコストダウンをやっていくかということはやらせていただきたいと思いますと思っております。

委員：満足度ということを利用者サービスの中で良く入れていらっしゃるんですね。ISO顧客満足度アンケートとか、利用満足度向上のための内部監査とか、第3者評価とか。それは、しっかりと各地区でもやってらっしゃるということですか。それは、長久手市でもしっかりやっていけますか。

申請者：はい、そのように。

委員：長久手市は第3者評価をやっているのですか。

申請者：私どもの第3者評価を受ける姿勢ですが、保育というのは極端なことを言うと、ある意味で密室になってしまいますので、なるべくそういったところからオープンにしていきたいという思いがあります。東京都さん、あるいは各自治体さんで年間評価をオープンにしてネット上でも評価が出ております。こういったことは会社の姿勢として積極的にやっていきたいと思っています。

委員：そうすると、長久手市に第3者評価基準があるかどうかですが、どうですか。

子育て支援課：評価基準は、今のところは、具体化はしていません。

委員：それは、こういった形で出ているからには、市としても第3者評価基準を作って、もしものときは一緒にやっていけるというふう

に考えてよろしいですか。そうはいつでも、市はやらないよ、ということはないですか。

子育て支援課： それは、ありません。

委員： 地元の採用枠はどうするとか、保育士の採用の方針があれば、教えてください。

申請者： 今回、保育園だけでも常勤の保育士だけで 17 名ほど必要になってまいります。それにプラス児童館となりますが。何人かは異動をさせたいと思っております。それは、ポピンズの保育の考え方ですとか、私たちが大切にしていることをきちんと理解している者が中に入る必要がある、と考えているからです。それが、17 人の内の 3 人ぐらい異動ができれば、乳児と幼児とフリー保育士、こういった辺りに核となるスタッフを置くことができると考えております。後は、新規で採用となる訳ですが、東海エリアでも、いい保育士さんを採用するというのが、だんだん難しくなっているんで、先手を打って採用活動を行って、なるべくポピンズの保育の考え方、私たちが大切にしていることを理解したスタッフで運営ができる体制を整えていきたいと考えております。児童館勤務については、特に地元雇用というのを大切にしています。

委員： 御社の組織の中で、教育サービス事業部を設けているという話ですけれども、そこはどのぐらいの人員を、どのぐらいの資格を持った人がいて、どういう教育サービス事業をおやりになられているのかを聞きたいのですが。

申請者： 10 名ちょっといます。大学院の児童主任だとか、現場の保育士。そういったメンバーがおります。それから、調査・分析ということがありますので、そのメンバーもいます。それから、実際、それ以外に国際乳幼児研究所というのを持っておりまして、そこで 6 名ぐらいスタッフがいます。確か児童心理・発達心理そういったものを研究して、ここからメインで全国の保育園・児童館へ教育を展開しています。

委員： 専任スタッフを置いて、民間の経営の中で社員を教育しているということですか。

申請者： そうです。実践的な教育として、例えば新入社員の教育プログラムや、2 年目あるいは中堅、支店長というプログラムも作っています。それから本当の児童教育も行っています。

委員： 人事部ではないのですね。

申請者： はい、違います。実はこれは、当社だけではなくて、社会福祉法人さんだとか、公立の保育園の保育士さんの教育まで請け負っています。

委員： 実際の土地を見て収支計画を作られていますか。

申請者： 場所はもちろん拝見させていただいております。

- 委員： それでイメージをもって作られたということですね。
- 申請者： もちろんです。
- 委員： 長久手というこの地を、どのように分析されているか、どういうニーズがあると考えられているかを聞かせてください。
- 申請者： やはり、保育の仕事をしておりますので、子育て中の人がどれだけいるか、ということが私たちにとっても重要なことになりますが、長久手市さんは、若い人が住みたがって、住む人がどんどん増えていっております。先ほども少し触れましたけれども、新しい、どこかから移ってくる方が、比較的多いとみております。実際の統計上も、愛知県内では珍しく人口が右肩上がりになっていて、特に市が洞エリアというのは、全く何もなかったところにまちがどんどん作られている場所になりますので、そういうことに期待をしている人たちが、住まわれる、そこに住むことを選ばれるというのがあると思います。それから、保育の中で大切にしていきたいのが、長久手市さんの緑、自然と共存しているまちだなと思っています。こちらの施設も緑豊かに作っていただけるといいう情報もいただいておりますので、そこを上手に保育の中に組み入れて、泥んこばかりやるという話ではないですけども、どうやって植物を大切に、命というのをそこから学んでいくかとか、環境をプラスに変えた保育にさせていただきたいと、長久手市さんの環境から考えています。
- 委員長： 他にご質問よろしいでしょうか。それではヒアリング終わりますので、申請者は、ご退出ください。ありがとうございました。

(ポピンズ(株)の退室。)

(採点。)

(集計表の回収。集計。)

(休憩。)

(採点結果の集計結果を事務局から委員に報告。)

(質疑なし。)

(ポピンズ(株)を(仮称)市が洞地区児童館併設保育園の指定管理者候補者に決定。)